

3分でわかる 知得 ワイド



裁判員制度第1号裁判はこの事件 で「いまだやまぬ」待った!」の声……

「裁判員候補者となる人には、6月中旬ごろに裁判所から呼び出し状が送られ、7月下旬には審理することになるでしょう」（社会部記者）

5月21日、ついに裁判員制度がスタートした。この日に起訴した事件から、対象となる裁判員裁判の「第1号」は以下の4件。青森県弘前市での、空き巣に入って住居者に

見つかり暴行した強盗致傷罪

（臼井常仁被告・42）、秋田市
内で「自殺しようとしたが、怖くて逃げた」と、自宅に火をつけた現住建造物等放火未

遂罪（清水隆子被告・61）、千

葉県市川市で、交際相手を包

丁で刺した殺人未遂罪（内藤

美由紀被告・29）、千葉県船橋

市で起きた、3人の女性から

バッグをひったくりケガを負

わせた強盗致傷罪（油谷一成

被告・28）。どれも凶悪で、裁

判員候補者には恐怖がよぎる

ものばかり。刻一刻と裁判の

時期がやってくるが、いまだ

反対の声が多い。高山俊吉弁
護士は、こう説明する。
「最大の問題点は2つ。1つ
は、被告人の人権を根本から
無視していること。たった5
日以内で判決を出すなんて、
とんでもないことです。もう
あなたは人を裁くことができない」

1つは、裁判官のまねことをさせられる、裁判員の人権侵害。たとえ無罪だと思っても、多数決によって有罪になってしまう。そのうえ量刑の判断もしなくてはいけない。

生涯、秘密を守らないと、刑罰に科せられ、人権侵害の最たるものです。この制度は国民の約85%が納得していません。21日から、日本は恐るべき事態に突入したのです！」